

◎新潟県告示第1558号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

変更後						変更前					
(遊漁料の額及び納付の方法)						(遊漁料の額及び納付の方法)					
第7条 (略)						第7条 (略)					
2 (略)						2 (略)					
3 (略)						3 (略)					
ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視（取締）員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に <u>600円（税込）</u> を、E・F券に限り2,000円（税込）を附加して得た額とする。						ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視（取締）員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に <u>1,000円（税込）</u> を、E・F券に限り2,000円（税込）を附加して得た額とする。					
第8条 (略)						第8条 (略)					
(釣堀的漁場)						(釣堀的漁場)					
第9条 (略)						第9条 (略)					
名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流する魚種名	漁具漁法	料金	名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流する魚種名	漁具漁法	料金
湯沢フィッシングパーク	(略)	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	(略)	(略)	(略)	湯沢フィッシングパーク	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	(略)	(略)	(略)
削除	削除	削除	削除	削除	削除	湯沢東山フィッシングパーク	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	(略)	(略)	(略)
大川フィッシングパーク	(略)	平成28年1月1日から平成28年12月31日まで	(略)	(略)	(略)	大川フィッシングパーク	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	(略)	(略)	(略)
城内フィッシングパーク	(略)	平成28年1月1日から平成28年12月	(略)	(略)	(略)	城内フィッシングパーク	(略)	平成27年1月1日から平成27年12月	(略)	(略)	(略)

		31日まで						31日まで			
--	--	-------	--	--	--	--	--	-------	--	--	--

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成28年1月1日